

様式第四号

法人名 社会医療法人 慈生会
所在地 鹿児島県枕崎市白沢北町191番地

※医療法人整理番号

純資産変動計算書
(自令和6年3月1日 至令和7年2月28日)

(単位:千円)

	基金 (又は出資金)	積立金				評価・換算差額等			純資産合計
		建物圧縮積立金	設立等積立金	繰越利益積立金	積立金合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
令和6年2月29日残高	—	59,296	404,422	843,354	1,307,073	—	—	—	1,307,073
当期純損失	—	—	—	△ 40,219	△ 40,219	—	—	—	△ 40,219
建物圧縮積立金増減	—	△ 3,379	—	3,379	—	—	—	—	—
会計年度中の変動額合計	—	△ 3,379	—	△ 36,840	△ 40,219	—	—	—	△ 40,219
令和7年2月28日残高	—	55,916	404,422	806,514	1,266,853	—	—	—	1,266,853

様式第五号

法人名 社会医療法人 慈生会
所在地 鹿児島県枕崎市白沢北町191番地

※医療法人整理番号

有形固定資産等明細表

資産の種類		前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引 当期末残高 (千円)
有形固定資産	建物	1,178,165	1,031	—	1,179,197	849,590	17,103	329,606
	建物附属設備	513,921	50,482	—	564,403	497,263	6,256	67,139
	構築物	143,248	—	—	143,248	123,762	1,229	19,186
	医療用機械備品	66,099	658	12,486	54,270	40,816	4,757	13,154
	その他の器械備品	176,698	35,219	28,272	183,645	151,211	9,438	32,434
	車両及び船舶	17,637	—	4,751	12,886	12,886	—	0
	一括償却資産	—	2,643	—	2,643	881	881	1,762
	建設仮勘定	2,099	—	2,099	—	—	—	—
	土地	254,302	—	—	254,302	—	—	254,302
	計	2,352,173	90,035	47,610	2,394,598	1,676,413	39,666	718,185
無形固定資産	ソフトウェア	104,925	550	—	105,475	104,078	411	1,397
	電話加入権	1,211	—	—	1,211	—	—	1,211
	計	106,137	550	—	106,687	104,078	411	2,608
その他の資産	出資金	20	—	—	20	—	—	20
	預託金	55	—	—	55	—	—	55
	敷金	6,606	—	—	6,606	—	—	6,606
	従業員長期貸付金	90,825	20,280	7,793	103,312	—	—	103,312
	長期前払費用	32,220	4,602	—	36,823	—	—	36,823
	繰延資産	—	1,512	—	1,512	151	151	1,360
	計	129,727	26,395	7,793	148,330	151	151	148,178

様式第六号

法人名 社会医療法人 慈生会
所在地 鹿児島県枕崎市白沢北町191番地

※医療法人整理番号

引 当 金 明 細 表

区 分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (そ の 他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞 与 引 当 金	21,980	21,927	21,980	—	21,927
奨 学 金 引 当 金	39,390	12,453	7,793		44,050

様式第七号

法人名 社会医療法人 慈生会
所在地 鹿児島県枕崎市白沢北町191番地

※医療法人整理番号

借入金等明細表

区 分	前 期 末 残 高 (千円)	当 期 末 残 高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短 期 借 入 金	—	—	—	—
一年以内に返済予定の長期借入金	7,776	1,250	1.414%	—
長 期 借 入 金 (一年以内に返済予定のものを除く。)	—	8,750	1.414%	令和11年8月
医療機関債	—	60,000	1.454%	令和11年8月
合 計	7,776	70,000	—	—

※ 1年超2年以内に返済予定の額 2,500千円
2年超3年以内に返済予定の額 2,500千円
3年超4年以内に返済予定の額 2,500千円
4年超5年以内に返済予定の額 61,250千円

様式第八号

法人名 社会医療法人 慈生会
所在地 鹿児島県枕崎市白沢北町191番地

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

有 価 証 券 明 細 表

【債 券】

銘 柄	券 面 総 額 (千円)	貸借対照表価額 (千円)
該当なし		
計		

【その他】

種 類 及 び 銘 柄	口 数 等	貸借対照表価額 (千円)
該当なし		
計		

様式第九の一号

法人名 社会医療法人 慈生会
所在地 鹿児島県枕崎市白沢北町191番地

※医療法人整理番号

事業費用明細表

(単位：千円)

区 分	本 来 業 務 事 業 費 用			附 帯 業 務 事業費用	収 益 業 務 事業費用	合 計
	事 業 費	本 部 費	計			
材 料 費	117,186	—	117,186	—	—	117,186
給 与 費	776,334	—	776,334	6,470	—	782,805
委 託 費	11,020	—	11,020	—	—	11,020
経 費	232,275	—	232,275	1,368	2,102	235,746
売 上 原 価	—	—	—	—	—	—
その他の事業費用	—	—	—	—	—	—
計	1,136,817	—	1,136,817	7,838	2,102	1,146,758

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産は最終仕入原価法を採用している。

2 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（建物の一部を除く）は定率法によっている。

② 無形固定資産は定額法によっている。

③ リース資産はリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

3 引当金の計上基準

（1）賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期に負担すべき額を計上している。

（2）奨学金引当金

従業員の奨学金の返済免除に備えるため、返済免除見込額を計上している。

4 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税込方式によっている。

5 その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

（1）補助金の会計処理

運営費に係る補助金については、事業収益に計上している。

6 資産及び負債のうち収益業務に関する事項・収益業務からの繰入金の状況に関する事項

（1）収益業務に関する資産及び負債（単位：千円）

前払費用	375
未収入金	100
建物	37,789
建物附属設備	0
資産合計	38,265
未払金	93
前受金	175
預り敷金	675
負債合計	943

(2) 収益業務からの繰入金の状況 (単位: 千円)

繰入純額期首残高	19,688
当期繰入額	3,821
当期元入額	—
繰入純額期末残高	23,509

7 担保に供されている資産に関する事項

(1) 担保に供されている資産は以下の通りである。

土 地	204,557	千円
建 物	215,294	千円
計	419,852	千円

(2) 担保している債務の種類及び金額は以下の通りである。

借 入 金	70,000	千円
-------	--------	----

8 その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 1,676,413 千円

独立監査人の監査報告書

令和7年5月9日

社会医療法人慈生会
理事会 御中

松野下剛市公認会計士事務所
鹿児島県鹿児島市
公認会計士

柚木崎公認会計士事務所
鹿児島県鹿児島市
公認会計士

監査意見

私たちは、医療法第51条第5項の規定に基づき、社会医療法人慈生会の令和6年3月1日から令和7年2月28日までの令和6年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

私たちは、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私たちの責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私たちは、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私たちの計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私たちはその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における私たちの責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は私たちが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私たちは、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私たちが報告すべき事項はない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上